

第九十一回国会 衆議院 商工委員會議録第六号

昭和五十五年三月七日(金曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 塩川正十郎君

理事 中島源太郎君

理事 堀内 光雄君

理事 清水 勇君

理事 近江巳記夫君

理事 宮田 早苗君

天野 公義君

越智 通雄君

嶋田利太郎君

辻 英雄君

橋口 隆君

原田昇左右君

水戸 豊彦君

渡辺 秀央君

後藤 茂君

沢沢 利久君

松浦 利尚君

長田 武士君

中川 嘉美君

小林 政子君

横手 文雄君

出席國務大臣

通商産業大臣 佐々木義武君

出席政府委員

通商産業政務次官 梶山 静六君

工業技術院長 石坂 誠一君

中小企業庁長官 左近友三郎君

委員外の出席者

外務省経済局局長 池田 勉彦君

國際関第一課長 八木 昇君

通商産業省機械情報産業局次長 小長 啓一君

工業技術院標準部長 松村 克之君
工業技術院標準部標準課長 小野 雅文君
商工委員会調査室長 中西 申一君

委員の異動

三月五日

辭任

石野 久男君

沢沢 利久君

中村 重光君

長田 武士君

森田 景一君

安田 純治君

中井 治君

同日

辭任

稲葉 誠一君

兒玉 末男君

横路 孝弘君

岡本 富夫君

坂井 弘一君

安藤 巖君

小沢 貞孝君

同日

辭任

中村 重光君

松浦 利尚君

木内 良明君

同日

辭任

稲葉 誠一君

八木 昇君

二見 伸明君

同日

補欠選任

稲葉 誠一君

兒玉 末男君

横路 孝弘君

岡本 富夫君

坂井 弘一君

安藤 巖君

小沢 貞孝君

補欠選任

石野 久男君

沢沢 利久君

中村 重光君

長田 武士君

森田 景一君

安田 純治君

中井 治君

補欠選任

稲葉 誠一君

八木 昇君

二見 伸明君

補欠選任

中村 重光君

松浦 利尚君

木内 良明君

同日

辭任

工藤 巖君

中村 靖君

畑 英次郎君

大原 亨君

八木 昇君

後藤 茂君

同日

補欠選任

小川 平一君

粕谷 茂君

田原 隆君

中村 重光君

後藤 茂君

同日

補欠選任

小川 平一君

粕谷 茂君

田原 隆君

中村 重光君

後藤 茂君

同日

補欠選任

小川 平一君

粕谷 茂君

田原 隆君

中村 重光君

後藤 茂君

同日

補欠選任

小川 平一君

粕谷 茂君

田原 隆君

中村 重光君

後藤 茂君

同日

補欠選任

小川 平一君

粕谷 茂君

田原 隆君

中村 重光君

後藤 茂君

同日

補欠選任

小川 平一君

粕谷 茂君

田原 隆君

中村 重光君

後藤 茂君

同日

補欠選任

小川 平一君

粕谷 茂君

田原 隆君

中村 重光君

後藤 茂君

同日

本日の會議に付した案件

工業標準化法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

○塩川委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、工業標準化法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。渡辺三郎君。

○渡辺(三)委員 今度の工業標準化法の一部改正に当たって、各方面の意見というのをどういう形で聞かれたのか、この点を一番最初にお伺いしたいと思っております。国内の、これまでである調査会その他を通じて大方の意見をまとめられたんだと思っておりますけれども、この場合の消費者の反応、それからまたわが国の法改正に当たって他の国々、外国の反応は一体どういふふうな形で出ておるか、まだ説明不十分な点があるように考えますので、その点をまずお答えいただきたいと思います。

○石坂政府委員 今回の法律案の内容につきましては、昨年十一月に出されました日本工業標準調査会の答申に沿ったものになっておりまして、同調査会の場で各方面の専門家による議論がなされておると同時に、政府におきましても各方面の御意見を踏まえまして法律案の作成を行ったのでございます。

なお、JISマークは商品選択の指標として重要な機能を果たしておりますので、これを輸入品にも適用するということは一般消費者に大きな便益を与えるものでございまして、昨年十月に開催いたしました消費者代表との懇談会におきましても、消費者は本法案改正に大きな期待を持っておりという次第でございます。

一方、法律案につきましては諸外国からの照会に應じて、逐一その内容を説明しておるわけでございますが、これまでのところ諸外国からは特段の反応は出ていないわけでございます。

○渡辺(三)委員 そこで、今度の改正によりまして、外国の工場を日本の公務員が審査をする、こういうふうな形になるわけでありますけれども、これは前回の質疑の際にも同僚議員がこの問題についていろいろ質問されておったようでありまして、外国政府との間に仮にもこのためにトラブルが起る、こういうふうな懸念はございませんか。

○石坂政府委員 外国の工場をわが国の公務員が審査するという必要が生じた場合におきましては、事前に外国の政府の同意を得ることといたしまして、トラブルの発生がないように努めてまいりたいというふうに考えております。

○渡辺(三)委員 ないように努めるといふふうにおっしゃるわけでありませうけれども、そうしますと、これは事前に日本の政府と外国の政府との間にこの問題についての、たとえば工場を具体的に

検査をする場合、その一件ごとに事前に話し合いをされるか、そういうふうな方法をとられるのですか、あるいはこの法律の改正によって、そういう旨をあらかじめ当該の国との間に十分な意思の疎通を図って総括的に話し合いを詰めておくのか、具体的にどういう方法をとられるのでしょうか。

○松村説明員 お答えいたします。

これまでJISマーク表示制度を海外に開放する件につきまして、関係といえますか、東南アジアの諸国あるいはEC、アメリカ等に説明をいたしているわけでございますけれども、当然のことでございますが、相手国もこれについては非常に好感を持っておりまして、したがって現在私どもが考えておりますのは、もしこの法案が成立いたしましたならば、たとえはそういう問題といたしますが、一つの工場が申請を出した問題といたしますが、相手国側と連絡をとりますと今後の問題を含めて包括的な同意を得ることができないのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○渡辺(三)委員 今度の法改正によってJISの表示を輸入産品にも適用するように改正になるわけでありまして、具体的なにはどのようにして外国の工場に対してJISマークの表示を認めていくのか、その具体的なやり方、これを少し詳しく説明をいただきたいと思います。

○石坂政府委員 外国製造業者につきましては、その申請に基づきまして主務大臣が承認をした場合に、その製造する鉱工業品に日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示、すなわちJISマークを付することができるよう措置したいというようにしておるわけでございます。その承認に当たりましては、外国製造業者の工場ごとに行うというところでございまして、この外国工場を承認するに当たりましては、国内工場の場合と同様に職員を派遣いたしました、当該工場の生産条件を直接審査するということとしておるのでございます。また、承認をいた

しました外国工場につきましては、今般導入することとしております承認検査機関等による検査あるいは報告徴収制度を活用いたしましてその生産条件の把握に努めると同時に、必要な場合には直接職員を派遣いたしまして工場の生産条件を調査させるなどの厳正な監督を実施してまいりたいと思っておりますわけでございます。

○渡辺(二)委員 それから、これまでの質疑の中で言われておるわけでありまして、幾つかの先進諸国においてはすでにその国の規格の表示制度をわが国に開放して、こういうふうな説明が繰り返して行われておるわけでありまして、主としてそれはどういふ国々、たくさんあるでしょうか、また、主な国々はどういふ国々であるか、そしてまたわが国が利用している表示はどのぐらいの品目に及んでいるか。これは資料があれば口頭で結構でございますからお答えいただきたいと思

○石坂政府委員 外国が開放しております認証制度の具体例について若干御説明申し上げますと、米国のULマーク制度、それからASME承認制度、それからイギリスのBSIマーク制度、西独のVDE認証制度、それからフランスのNFマーク制度等、各国の認証制度は海外に対してすでに開放されておるわけでございます。これらの米、E.C.の認証制度を日本企業で取得しております件数は、たとえはULマークの場合約二千工場、それからBSIマークの場合は約四十工場となっております。

なお、少し詳しく申し上げますと、ULマークにつきましては対象分野は電気製品、安全関連製品でございますが、国外の取得工場は約五千でございますが、わが国の取得工場はそのうち約二千というふうなことになるわけでございます。○渡辺(三)委員 それから、これも前回の質疑の中で若干答弁として出ておったようでありまして、今度のスタンダードコードの骨子の中で、先進国は発展途上国に対して標準化制度の設

立あるいは運用についての技術協力を推進する、こういうことが一つの骨組みの中にあると思えます。そういう意味では日本はこの表示については先進国になるわけですが、発展途上国に対して日本は具体的に今後どういふ形での技術協力を進めようとしておられるのか、この点もできるだけ簡潔で結構ですが、具体的に内容をお答えいただきたい。

○松村説明員 お答えいたします。

発展途上国に対する標準化に関係した技術援助の現状でございますけれども、現在まで行っております技術援助の主たるものは研修生の受け入れでございます。現在国際協力事業団を通じて、発展途上国から研修生受け入れを行っておりますわけでございますが、これまでの受け入れ実績は二十カ国、百七十五人でございます。この内容といたしましては、標準化制度の概要、規格の作成についてのシステムあるいはJIS規格表示制度についての概要、こういった制度の問題と、それから工場における品質管理、規格管理といった工場の実態面の講義といたしまして、研修、それから最近始めましたものとしたしまして、JISマーク表示制度に伴う工場の審査方式あるいは工場におけるそういう管理方式についての研修等も行っているわけでございます。

これが研修の概要でございますけれども、そのほかに、たとえばJIS規格、これは私どもはJIS規格と呼んでおりますけれども、これもJIS規格そのものが七千以上あるわけでございます。これについての英文にいたしましたものも相当数あるわけでございますが、発展途上国を含めまして、毎年二十カ国以上の国あるいは国の中心となつておる機関、そういったものに対してこれらの英文のJIS規格票を供与しているわけでございます。

またそれ以外に、最近でございますと、サウジアラビアでございますとかあるいはインドネシア等に対しまして、こちらからチームを派遣して、JIS制度全体あるいはJIS制度のうちの一つ

の分野における規格のつくり方といったものを、相手国の関係者に対して技術援助を行うといったようなことも行っているわけでございます。

今後は、これらの技術援助につきましての要求は非常に強まっておりますし、また非常に好評を得ておりますので、さらにこの制度を強化してまいりたい、こういうふうな考えでございます。

○渡辺(三)委員 中小企業庁長官が何か分科会でお出かけになるそうですから、ちょっと順序を変えて長官の方にお伺いをしておきたいと思

これは工技院と両方にお伺い申し上げますけれども、前回の質問の際に同僚の松浦議員の方から資料の提出を求めておりました。この資料がけざり手元に届いておりましたけれども、これによりまして、今度の法改正によってわが国の中小企業は大きな影響は受けない、結論的に言いますとそのような資料になっておるようでありまして、教字的にも示されておるようでありまして、これは工技院から資料をいただいておりますけれども、中小企業庁としてはこれに対してどういふふうな見方をしておられるかというのが一点。

時間がありませぬからもう一つ重ねてお伺い申し上げますけれども、これは、当然JISの国際開放というふうな問題に絡んで、わが国の中小企業それ自体の技術向上、このことも関連をしながら、さらに高めていく努力をこれまで以上に一層強めていかなければいかぬと思うわけですが、そういう施策について、ひとつ概括的に長官から考え方を述べていただきたいと思

○左近政府委員 最初に、このJISマークの海外開放がわが国の中小企業はどのような影響を受けるかということでございます。

このJISマークの制定以来、やはりJISのマークというものをつくるといことが中小企業にマイナスの影響を与えるのではないかとということがかねてから心配されておりました、それに対していろいろの対策を講じてきたわけでございますが、幸い、施行以来相当な年月がたちまして、

中小企業の技術も向上してまいりましたので、これについて現在のところ、工技院も資料をお見せいたしましたと思われども、直ちに大きな影響があるとはわれわれも考えておりません。しかしながら、技術というものは日進月歩でございますから、絶えずやはり中小企業の技術向上というものを図ってまいりませんと、将来安心ができてくることではないというふうなわれわれも考えております。したがって、第二の点に關するお答えになりますけれども、中小企業庁といたしましては、中小企業の技術向上対策というものを従来も重点に置いてまいりましたが、今後経済の国際化が進展する中で、さらに技術対策を強化してまいりたいというふうな考えをおわけでございます。

技術対策を大きく分けますと、中小企業に対して技術指導をするという仕事が一つございます。これは主として都道府県の公設試験研究機関が中小企業の技術指導に当たるというたてまえでございます。したがって、その公設研究機関の指導のための施設に対する補助とかあるいは公設研究機関の職員が巡回指導してまいりますが、それに対する経費の補助というふうなことを考えておりますが、さらに五十五年度からは、民間の技術に対して経験の深い方、たとえば大学の先生だとかあるいは企業の技術に練達した方であつて定年退職した方であるというふうな方を公設試験研究所の嘱託という形をお願いいたしまして、そうして中小企業者に対する技術指導を、さらにそういう方々による懇切な指導によって強化をいたしたいということで、技術アドバイザー制度というところでございますが、これの助成も考えております。さらに、もう一つの対策といたしましては、国とかあるいは公設の試験研究所が、中小企業に必要な技術の研究開発を通じてそれを普及するということがございますので、そういう技術開発研究費に対する補助もやっております。それからまた、中小企業の技術職員を研修するというふうな経費、これも公設試験研究所でやっておりますので

が、これに対する助成を考えております。さらに、中小企業独自の技術開発をするということもございませぬ。それに対しては試験研究費に対する補助というものを考えております。

以上いろいろな面で技術向上というものを図るための対策をやっておりますが、繰り返すにございませぬ、こういうふうな経済が国際化になってまいりましたときに、JISの問題も含めて、この中小企業の技術向上についてはさらに重点を置いて施策を進めてまいりたいというふうな考えをおわけでございます。

○渡辺(三)委員 この問題は重要な問題でありますから、さらに午後ちょっと大臣にも重ねて見解をお聞きしておきたいと思ひますし、長官は分科会へどうぞ。

次に、JISの表示の承認を受けていない外国の事業者が勝手にJISマークをつけた商品を国内の輸入業者が輸入した、こういうふうな場合には、当然この輸入業者はその商品を当該表示がつけられたままでは販売できないことになるわけでありませぬ、改正案はこの点、輸入業者に対して過大な負担といひますが、そういうことを強いる結果にならないかどうか、これは非常に悪質な場合の例でありますけれども、その点はどうかお考えでしょう。

○石坂政府委員 主務大臣は、外国の製造業者を承認したときに、承認にかかわる品目、承認をした製造業者の名前、それから工場名称、それから工場の所在地を公示することにしておりまして、これに基づきまして輸入業者は輸入した商品が承認を受けた製造業者の製造した商品であるかどうかチェックして販売するというようなことになるわけでございます。輸入業者は自己の輸入した商品の内容を十分熟知しているわけでございますし、過大な義務づけが課せられるとは考えていないわけでございます。

なお、公示につきましては官報によることを考へておりますが、それに加えまして、輸入業者が常時購読しております出版物等にも掲載するよう

なことをいたしまして、輸入業者への公示を徹底させるように所要の措置を講じてまいりたいと思ひております。

○渡辺(三)委員 スタンダードコードのもう一つの柱として、国内規格を国際規格に準拠させていく、こういうふうな点があるわけでありませぬけれども、安全とかあるいは環境、これらに關する場合でわが国の基準が国際基準あるいは国際規格よりも非常に厳しい、こういうふうな問題が当然生じてくると思ひますね。この場合に、JIS規格の制定、改正に当たって、わが国の置かれてくる固有の現状、こういうふうなものを十分に配慮すべきだというふうなことを十分に考慮すべき、こういう点についてはどのようにお考えですか。

○石坂政府委員 スタンダードコードにおきましては、締約国は国内規格を制定あるいは改正するときに、国際規格に準拠すべきことを規定してあるわけでございますが、同じこの規定には、人の生命とか健康、環境保護等の理由によりまして、国際規格に準拠することが締約国にとって適当でない場合には、国内規格を国際規格に準拠させる必要がないという例外規定がございませぬ。したがって、安全とか環境等に關するものにつきましては、わが国固有の事情を十分配慮しながらJIS規格の制定、改正を行つてまいりたいと思ひておるわけでございます。

○渡辺(三)委員 いまのお答えで基本的にはわかりましたが、たとえば電圧とかあるいは交通システム、これは国によって当然異なるのが現状であります。各国の製品規格試験方法の規格、これは当然異なるわけでありませぬけれども、こうしたことについても国際規格と必ずしも合わせる必要がないという例外規定に、いま一、二申し上げましたけれども、そういうものは入りませぬか。

○石坂政府委員 ただいま申し上げましたような人の生命とか健康、環境保護というふうなものと同様に、気候等の地理的な基本的要因あるいは基本的な技術上の問題等につきましても国際規格

に準拠することが締約国にとって適当でない、かつ十分説明ができるというふうな場合におきましては、国内規格を国際規格に準拠させる必要はない旨、スタンダードコードに規定されておるわけでございます。したがって、御指摘の電圧だとか交通システムといったような、技術上あるいは地理的な、基本的な差異によって生ずるところの製品規格とかあるいは試験方法規格の差異に關しましては、JIS規格を国際規格に合わせるという必要性はないものというふうな考え方をおわけでございます。

○渡辺(三)委員 時間が迫つてまいりましたから、午前の質問は最後に政務次官に一つだけお伺ひして終わりたいと思ひますけれども、行政の簡素化というふうな観点から考えた場合に、この工場の審査について民間の機関に任せると、こういうふうな方法について考えておられるかどうか。特に外国の工場の場合、わざわざ日本の公務員がその国に出かけていってそして問題を処理する、こういうふうな方法によらない他の方法を考へておられるかどうか、あるいはそういう道があるかどうか、この点を最後に次官の方にお伺ひをして午前の質問を終わりたいと思ひます。

○梶山政府委員 工場の審査は、当該工場がJIS規格品を製造し得る能力を有するか否かというチェックをするものでありまして、裁量を伴つた行為でございます。そのために主務大臣以外の者に任せることは大変困難だといふふうに理解をいたしております。ただ一方、承認後に行つて工場の検査等については、これは国内的にも、また外国の例もそうでございますが、それぞれの検査機関に積極的に任せていく方針でございます。ただ、これらの機関に任せる検査項目は一部に限られますので、特に問題が大きい場合は直接職員を派遣することにしようと思ひます。

○渡辺(三)委員 これは後で、また午後ちょっと質問したいと思ひますが、一方においては、いま言ったように直接やはり政府が責任を持って検査をする、そのことによつて規格の厳正化を図るとい

うことは当然強く望まれる問題でありますし、一方においては、数字の見通しはちよつとわかりませんが、相当たくさんの方に上った場合はこれに要する経費というものが非常に大變だ、こゝういふふうに一面考えられるわけでありまして、その点の合理的な調整というか、こゝういふ問題が今後非常に大きく残されるんじゃないかといふふうな気がします。

残余の質問については午後譲りまして、終わります。

○塩川委員長 森田景一君。

○森田委員 公明党・国民會議の森田景一でございます。

私は、本委員会におきまして初めての質問でございますので、いろいろといままでの質問もございましたけれども、私は私の立場で質問申し上げますので、当局の皆さんよろしく願ひ申し上げたいと思ひます。

日本で工業標準化法が発足をいたしましたから昨年でもう三十年たった、このように承つております。三十年を迎えまして、今度世界的な開放、こゝういふことで改正案が出てきたわけでございますが、今国会に改正案を提出するに至りました経緯と理由につきましてお聞かせいただきたいと思ひます。

○堀山政府委員 今国会にこの改正案を提出するに至つた主な経緯というものは、先般の東京ラウンド交渉において、各国の規格及び認証制度が貿易に対する必要な障害とならないようにすることを主な目的として、貿易の技術的障害に関する協定、いわゆるスタンダードコードが作成されたところでございます。同協定は、国内認証制度の輸入品に対する開放を各国の義務として定めており、JISマークの表示制度についても外国の製造業者が利用することができるよう措置するため、これを中心にして今般の工業標準化法の改正を行うことにしたわけでありまして。

○森田委員 それでは、スタンダードコードの調印の顔ぶれと調印国のそれぞれの国内における

準備状況はどのようなものであるか、掌握なさつていらつしやると思ひますので、その点についてお答えいただきたいと思ひます。

○池田説明員 お答え申し上げます。本年の二月現在におきますスタンダードコードの調印状況は次のとおりでございます。

A B C順、それからさらにE Cは一つと数えて申し上げます。調印国は、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、E C、フィンランド、日本、ニュージールランド、ノルウェー、スウェーデン、スイス、米、香港、以上でございます。このうち、わが国は憲法上の手続の完了を条件とした署名でございますし、そのほかアルゼンチン、オーストラリア、チリ、フィンランド、香港、これも批准等を条件とした署名を行つております。

これらの諸国の国内実施の準備状況の主なところを申し上げますと、次のとおりでございます。

まず米國でございますが、昨年七月末に七九年通商協定法という法律を成立させております。この法律の第四編におきまして非常に長文の規定が設けられておまして、たとえば検査については内外産品の無差別の扱ひをするとかあるいは適当と認められる場合には国際規格に準拠するとか、認証制度を外国供給者にも開放するとか、アメリカの行政関係機関の規格関係の活動が貿易の障害になるようになってはならないとか等々の規定を定めております。また、E Cにつきましても、昨年十一月にE Cの内部規則を採択いたしておりまして、このほかカナダ、スイス、スウェーデンは国内法の改正、新たな制定は必要なく、すべて現在の法制のもとでこのコードの規定を実施できると思ひます。さらにフィンランドにつきましても二月の二十二日に国会の承認が得られた由でございます。したがって近日中に批准を了して正式に受諾する。また、オーストラリアは現在国会で審議中であるけれども、これもわが国に近いうちに将来承認が得られる見通しである、かような報

告に接しております。

以上、各国それぞれ準備を進めておりますが、ガットといたしましては、すでに二月に第一回のスタンダード委員会を開いております。そこでは手続、規則等細かな委員会の運営上の問題をやつておりますが、引き続き四月に第二回の委員会を開き、そこでコードの規定に従ひましての各国の通報を受領するための手続あるいはその通報の様式、こゝういふものを討議することになっております。また、その際あわせましてその時点におきます各国の実施状況、国内の準備のための体制づくりの進捗状況、そこら辺についても報告を聴取する、かような手順になっております。

○森田委員 いままで認証制度を開放して国、これは幾つかあるようでございます。それと、日本は御存じのとおり貿易立国で今日まで大きく成長してきたといひますか、発展してきたわけでございますが、日本はいままでこのJISの開放を行つておりませんが、今回初めてこゝういふ形になってきた、こゝういふわけでございますので、いままでこの認証制度を開放して国と、それから日本で開放措置が今日までおこなわれてきたその理由についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○石坂政府委員 御指摘のとおり、従来から主要先進国の認証制度というのは海外に開放されておるわけでございます。具体的に申しますと、アメリカのULマーク、カナダのCSAマーク、英国のBSIマーク、西独のVDEマーク、フランスのNFマーク、オーストラリアのASマークが挙げられるわけでございます。わが国の場合におきましては、これまで原料とか燃料の輸入比率が高いつたわけでございまして、JISマークの対象となるような工業製品の輸入のウェイトが低かつたことが一つの理由に挙げられるかと思ひます。また、JISマークの場合におきましては任意の認証制度でございますので、強制的なものではないといふようなことも一つの理由でございます。開放措置がおこなわれていたわけでございます。

○森田委員 JISが開放された後でJISを利用する、こゝういふことを要請してくる国もこれから当然出てくるわけでございます。そういうことになりまして、いまだ日本のJISを開放してほしいという要請があったとするならば、そういう国が当然要請してくるようになるだろうと思ひます。ですから、JISの開放についていまだ海外から要請があったのかどうか、あつたとすればどんな国が要請してきていたのか、それから、当然そういうことになればJIS開放後に要請してくると思われ、これはやはりいろいろと日本の準備上必要なことであると思ひますので、その辺のところについてひとつお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○石坂政府委員 先ほどお話し申しましたように、これまでE Cとかアメリカにおきましては認証制度が輸入品にも開放されているにもかかわらず、JISマーク表示制度が日本の場合輸入品に開放されてないという点につきましてクレームが寄せられてきておるわけでございます。現在日本の貿易振興会等を通じて、今後JISマークを開放した後にJISマークの利用を要請してくる国につきまして調査いたしましたところを申し述べますと、JISマーク表示の承認を希望する外国の企業の数は全部で六十余りとなつておるわけでございます。そのうち発展途上国の企業が五十程度となつておまして、そのほとんどを占めております。先進諸国の企業はわずかでございまして、発展途上国の企業のうちにはJISの基準に達してない国も多しと考へられます。また一方、日本向けの輸出比率もそれほど大きくないといふこともございまして、実際に承認申請をしてくるものは一部に限られておるのではないだらうか、こゝういふふうに考へております。

○森田委員 JISが開放されて、外国の品物にJISマークがついて入つてくる、これは一面消費者の立場からいけばいいことだと思ひます。しかし、一方から考へますと、それだけ日本の中小企業といひますか、企業にとりましてはかなり

影響を受ける問題も出てくるであらうということ
は当然予想されるわけでございますけれども、そ
ういうことで将来影響を受けやすいと考えられる
業種の把握、こういうことはなさっていらっしや
るかどうか、またそういう中小企業等を含めまし
て企業に対する対応策、こういうことなどにつ
いてもお答えになっていらっしやるのかどうか、そ
の点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○松村説明員 お答えいたします。

わが国の産業は、これまで経済の国際化の中
にあって国際競争力の強化を図っているわけでござ
いますので、今度輸入品にJISマークが開放さ
れるということになりました。いま答弁いたし
ましたように当面の間申請件数がそれほど多くな
らぬということも含めまして、いまだ多く日本
の産業界あるいは中小企業に対して大きな影響を
生ずるということにはならないであらうというふう
に考えているわけでございます。しかし、一応こ
ういった問題についてはやはり私もといたしま
して常にウォッチ体制をとるといふことは必要で
ございまして、特に輸入依存度の高い業種ある
いはいわゆる中小企業製品といふか、中小企
業の割合の多い業種についてはきめ細かい注意を
払って制度の運営を図ってまいりたい、という
ふうに考えております。

○森田委員 先ほど予想される顔ぶれとか件数、

こういうことにお答えがありましたけれども、し
かしそれは当面の話でございます。将来やはり
日本のJISマークをつけて日本に輸出をして
くるといふ、こういうことは予想されるわけござ
います。ですからいまお答えになりましたような
ことで、当面はそういうことかもしれませんが
ども、特にその影響を受けやすい業種というも
の、こういうものについては検討なさってはいら
っしゃらないのですか。

○松村説明員 お答えいたします。

これまで約六十五の海外の企業が日本に対する
JISマークの申請について希望と申しますか、
出しているわけでございます。これを業種別に見

ますと、大体五割以上が電気製品関係でございま
す。それから次に多いのがやはり一般の機械
工業関係でございます。これらの業種が最も関心
を持っているというふうな考えられるわけござ
いますけれども、一般的に言ひまして、日本の産業
の面でお考えしてもこれらの業界は相当技術的に
は進んでいる、世界的に見て相当進んでいる分野
であらうかと思ひます。したがひまして、日本か
らも相当な輸出が出る、あるいはまた海外からの
日本に対する部品でございますとかそういうことも
の輸入ということが起こってくるというふう
に考えるわけでございます。これにつきましては、
貿易立国といひますか、そういう日本の実情か
らいたしまして、それ自身はうまく運用されまし
たならば中小企業自体にとつてもプラスの面も
相当多かるかと思ひます。これはある時期に集
中してこれが行われるということのないように、
これは申請を処理する場合についても十分われわ
れとつて留意してまいりたいというふうに考
えておられます。

○森田委員 いまのお答え聞いておりました、

ちよつと私に審に思ひますのは、JISというの
は要するに標準を決めるわけですね。ですから発
展途上の技術も、いまは日本の技術が世界的な
レベルに行っているかもしれませんが、少な
くともスタンダードを決めてレベルを上げてい
く、そして日本も含めて世界のあらゆる国民が
つばな製品を使つていくようにしよう、という
ことがスタンダード化の趣旨だと思ひます。こ
ういふことを世界で今度開放してやつて、こ
ういふことですから、当然それに伴う技術のレ
ベルアップというのが発展途上国で行われな
ければ、これは開放してもあるいは申請しても
対象にならないはずですから、その辺のところ
考へ方は、こちらはこちらで法律の方をつくる
というふうにお立場をとつていらっしやるかもし
れませんが、やはり一面ではそういうこと
もある。日本の輸出もしなきゃならない、当然輸

入もしていかなきやいけない、その交流を図りな
がら、なおかつ日本の中小企業も守つていかなき
やならないという、いろいろなむずかしい問題が
あるわけでございます。そういう点で非常に影響
を受けやすい問題も出てくるであらう。こういう
とは役所としては当然把握し、また指導もしてい
かななきやならないのじやないかと思ひます。こ
ういふ点で、これは私の意見でございます。か
ら、今後十分考へていただきたいと思ひます。
それで、このJISマーク表示制度というの
は、官公需の確保その他企業経営上大きなメリ
ットを持っている、こう言われているわけござ
います。その官公需への依存率の高い業種への予
想される影響度、こういうことの把握とか配慮、
こういうものはお持ちなんでしょうか。いまのと
ころ何か申請件数のうちの大半が電気関係の製品
だといふお話でございますが、そういうことで余
り影響ないのかどうか、とにかくその辺の把握を
していらっしやるか、ひとつお答えいた
だきたいと思ひます。

○石坂政府委員 御指摘の、政府調達物品でござ

いましてしかもJISマーク指定商品になつて
いるものにつきまして調べましたところ、現在国内
生産額に対する輸入額の比率がおおむね教養以下
でございます。JISマークの開放による影響
というものは当面大きくはないというふうに考
えておられるわけでございます。
また、公共投資資材関係のJISマーク指定商
品、たとえばレミコンのようなコンクリート製
品等がその例でございますが、これにつきましては
同様に輸入がほとんどございませんで、影響は少
ないであらうというふうに考へております。

○森田委員 次に、スタンダードの項目の一つで

あります標準化に関する情報提供機関の設置、こ
ういふことにつきましてどのような対応をなさ
つていらっしやるのか。JISの開放に伴ひま
情報収集といひますか、日本に比べれば収集、向
こうには提供、向こうからまた日本も提供を受け
る、この情報というものは非常に大事な問題にな

てくるようでございますので、その辺の対応につ
きましてお答えいただきたいと思ひます。
○石坂政府委員 スタンダードコードにおきま
しては、各締約国は、強制規格、任意規格及び認
証制度に関する照会に応ずることのできるような照
会所を設けなければならぬことになっておるわ
けでございます。わが国におきまして、そういう
照会所をどういふようにするかという具体的な
方針につきましましては、現在関係省庁間で鋭意
検討しておられるわけでございます。

○森田委員 それでは、スタンダードコードの成

立に伴うJISの国際規格への準拠義務への対応
方針について若干お尋ねしてまいりたいと思ひ
ます。
一つ目は、これまでのJIS改正の中で、IS
OあるいはIEC等の国際規格との調整のため
改正したという、こういうものがあるか、
こういうことについてお答えいただけます。
○松村説明員 お答えいたします。
これまでもJISを改正いたしましたが、IS
O、IECの国際規格と整合させるために改正
するといった例は幾つかあるわけでございますが、
具体的に申しますと、たとえば昭和五十四年度に
おきまして、鉄鋼等の金属製品に関する一部の規
格、電気用のワニスに関する規格、あるいはコン
ピューターの周辺装置、これは磁気ディスク等
でございますが、それに関する規格につきまして
国際規格との整合性を図るためにJIS規格の改正
を行ったという例がございまして。

○森田委員 国際規格制度改正時におけるわが国

の意見反映の重要性、それから、そのための参加
体制の拡充強化ということについてお答えいた
だきたいと思ひます。特に日本の意見を反映する
ということがなかなか現実ではむずかしいように聞
いておられるわけでございます。どのようにして
か、この点についてお答えいただきたいと思ひ
ます。
○梶山政府委員 スタンダードコードの成立に伴
つて、国内の規格を御指摘のようにISO、IE

○石坂政府委員 規格の見直し頻度を現行のまま三年に据え置いたとしても、それが貿易の障害になるわけではございません。ただ、今後日本工業規格を国際規格に準拠させていくに当たりまして、見直しの頻度も国際規格に合わせることで制度の運用上望ましいということと五年に改めたわけでございます。

○森田委員 次は、JISの見直し時期の改正について若干お尋ねしたいと思います。これが少なくともいままでは三年ごとに行うことになってきたのをこの改正案では五年に改める、このようになっておられるわけですが、一つは経済社会情勢の変化と技術革新の激しい中で、見直し時期をあえて引き延ばすということの是非について、この辺についてお答えいただきたいと思っております。

○石坂政府委員 規格の見直し期間につきましては、ISOの規格の見直し期間が五年間という期間を採用しております、今回はわが国の法改正に際しましてこれに合わせるということにいたしましたものでございます。

なお、従来の運用実態を見ましても、三年内に規格の内容の改正までに至ったものの割合というものはきわめて少ないわけでございます。さらに、見直し期間にならなくても、主務大臣は必要があれば必要と判定された規格を改正することとは可能でございます。したがって当省といたしましては、技術進歩が著しい分野における規格等につきましては、従来の運用どおり不断に見直しを行って、技術進歩に即応させていくということといたしております。本改正によって適切な見直しに支障が生ずるとは考えていないのでございます。

○森田委員 そういってお考えはわかりますけれども、それではいままでどおり三年、こういふことになっておいた場合には貿易障害になるのかどうか、この点についてひとつお答えいただけますか。

○石坂政府委員 規格の見直し頻度を現行のまま三年に据え置いたとしても、それが貿易の障害になるわけではございません。ただ、今後日本工業規格を国際規格に準拠させていくに当たりまして、見直しの頻度も国際規格に合わせることで制度の運用上望ましいということと五年に改めたわけでございます。

○森田委員 なぜこういふことをお聞きしたかと言いますと、資料によりますと、たとえば昭和五十三年度の実績を見ますと、新しく制定した件数が百八十八件、改正したのが九百九件、廃止したのが百三十一件、一年間でこのように大きな変化が起こっているわけですから、先ほど途中でも主要なものは大匠によっていろいろと決裁ができるというお話もありましたけれども、一年間でこのくらい変わるわけですか。しかも、こういう技術革新の激しい時代に何年にも五年にしないでも、障害がなければ三年ごとにはやはりきちんきちんとしていた方がよいのではないか、こういうふうな私考をたいたいわけですか。そういうことで、政府のJISの見直しに関する規定の今後の運用方針というものをもう一度お伺いしておきたいと思っております。

○梶山政府委員 ただいま工技院長からお答えをいたしましたように、見直しの頻度は三年から五年へと改正をするわけでございますが、技術進歩が著しい分野における規格等については、五年の見直し頻度にもかかわらず、必要に応じて機動的に見直しを行って技術進歩に即応させていくという所存でございます。なお、国際規格に合わせることもまた一つの重要なテーマでございますので、今回はこの三年から五年へと国際規格に合わせ、なおかつ五年に改正をした障害部分を積極的に見直しして対処してまいりたいと考えております。

○森田委員 JIS制度にとりまして非常に大事なのが検査制度だと思っております。認定検査機関を設けることになるわけでございますが、認定基準と、政府が考えている認定検査機関の種類とか数

あるいはその他ございましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○石坂政府委員 認定検査機関によります検査制度の導入は、一義的には国内におけるJISマーク表示制度の改善というのを目的とするものでございまして、スタンダードコードにおきましても極力外国検査機関の検査結果を活用すべきであるというようにされておることもございまして、外国工場につきましては、外国の検査機関を承認いたしましたして検査を行わせることとしたのでございまして。

検査機関の認定でございますが、当該検査機関が検査業務を遂行するに足る技術的能力、それから経理的な基礎を有するかどうかとか、あるいは検査業務の実施が公正に行われるおそれがないものであるかということに基づいて決めていきたいと思っております。検査技術の内容に共通性のある指定商品をとめまして一区分といたしまして、その区分ごとに行っていくと考えておるわけでございます。

○森田委員 時間の関係でいろいろとお聞きしたいことがあるのですが省略いたしますが、先ほどの技術革新という問題につきまして、ビデオディस्कというものが最近たくさん生産されているようございまして。このビデオディスクの規格化の可能性あるいは通産省の方針、こういうものについて、参考になりますのでひとつお聞かせいただきたいと思っております。

○小長説明員 お答えいたします。絵の出るレコードと言われておりますビデオディस्कにつきましては、アメリカ、ヨーロッパで開発されたものを含めまして三種類の方式があるわけでございます。したがって、規格化の問題につきましても必ずしも国内の事情だけで決められない点もあるわけでございます。しかし国内消費者保護の立場から、可能な限り方式の統一を図るよう関係業界の指導等に努力してまいりたいと考えておる次第でございます。

○森田委員 それから、JISという制度は、関係の方々には便利さと規格化ということで非常によく理解されているわけでございますが、一般消費者は余り関心がない、こういうのが現実であると思っております。そういうことで一般消費者に対するJISマークの性格等に対するPR、こういう点についてはどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○石坂政府委員 一般消費者に対しましてJISマークのPRにつきましては、各種の機会をとらえて努めておるわけでございますが、その主要なものをお紹介いたしますと、第一に刊行物の製作、頒布でございます。工業標準化制度全般について説明してございます。「我が国の工業標準化」というような刊行物がございまして、また主要なJIS商品について説明いたしました「かしい消費生活へのしおり」等もございまして、これを配布しておるわけでございます。

二番目に工業標準化振興運動の実施でございますが、工業標準化の必要性について広く啓蒙するために毎年十月及び十一月を工業標準化振興運動期間と決めまして、官民の協力体制のもとに国民の各階層を対象といたしまして標準化に関する講演会、セミナー等を実施しておるわけでございます。

三番目に、このほかポスターとか標語の一般からの募集だとかあるいは消費者代表との懇談会の開催とかテレビの放映だとかあるいはスライドの複製及び映写等を行っておるわけでございます。

○森田委員 最後の質問になります。省エネルギー技術の規格化、こういう状況につきまして、それから五十五年度の標準化計画における重点課題、こういうものについてお答えいただけますか。

○石坂政府委員 従来から省資源、省エネルギーに役に立つ製品、設備、建材等の規格を制定してまいりました。JISマーク表示制度を適用しているものもあるわけでございます。最近のエネルギー

「事情にかんがみましてこういつた方策をさらに一層推進していきたいと思っておるわけでございます。」

具体的に申し上げますと、省資源に資する規格といたしましては、高炉スラグの骨材への活用を図る規格とか、あるいは木材チップ製品の建材への活用を図る規格、あるいはプラスチックくずの活用を図る規格等、約六十規格が制定してあるわけでございます。さらに、省エネルギーに資する規格といたしましては、断熱材、保温材の規格、それから電気製品の規格等約五十規格が制定されておるのでございます。

五十五年度におきましてさらに四十規格の制定または改正を予定しております。具体的に申し上げますと、省資源に資する規格といたしましては、コンクリート用高炉スラグ細骨材、それからスラグ石こうボード、それから再生プラスチック標識ぐり等がございまして、省エネルギーに資する規格といたしましては電気温水器、都市ガス用貯湯湯沸かし器、それからポイラー用温度制御器等を考えておるわけでございます。

○森田委員 終わります。

○塩川委員長 これにて森田景一君の質疑は終わりました。

午後三時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後三時四十一分休憩

午後三時七分開議

○塩川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。渡辺三郎君。
○渡辺(三)委員 本法案の審議では大臣が出席願えなかったわけでありまして、改めてお伺いをするわけですが、大臣は今回の所信表明の中で次のように述べておられるわけです。「東京ラウンドの諸協定の円滑な実施に努めるとともに、各国とも協調して保護貿易主義を抑えていかねばな

りません。すでに提出の工業標準化法の一部を改正する法律案は、この趣旨に沿ったものです。」このように述べておられるわけでありまして、また、通産省が示しております「昭和五十五年度通商産業政策の重点」の中でも、「摩擦なき対外経済関係の形成」と銘打って、この一番に「東京ラウンドの成果の円滑な実施」として工業標準化の問題を出しておられるわけでありまして。

これは過日の同僚委員の質問にもありました。この工業標準化法を改正する、そしてJISを国外にも開放する、このことは確かに障害の一つを取り除くことになるかもしれませんが、これだけの意欲的な大臣の表明があるわけでありまして、たまたま保護貿易主義を抑える、そのためにこういうこともやるんだという形で日本はこれから大変努力をすることになるんだと思いが、たとえば自動車の問題なんか見ましても、アメリカなどの場合にもそれは保護貿易というものを正面に掲げて日本の諸製品に対する圧力がかかる、こういうふうな状況もあるわけでありまして、これも、この点については日本がせっかく国際標準化に近づける努力をする、そのために国内法も改正をしてそれにこたえるというふうな立場をとっておる段階でありますから、これらの、特にアメリカなどの保護貿易主義の台頭について通産大臣はどのように考えておられるか、一言説明願いたいと思っております。

○佐々木国務大臣 お話のようにせっかく日本で皆様の御支援を得ましてこのようにJISの輸入品に対する開放をやるわけでございますから、自由貿易の趣旨に沿った積極的な態度でございますので、こういう日本の精神というものをよく理解してもらいように、外交あるいはその他を通じて保護的な空気をもち得る危険な可能性のあるところに対しましてはよく理解していただくというものが大変大切なことだと思っております。

○渡辺(三)委員 世界貿易の秩序ある発展に貢献しよう、こういうことで法律改正をやる、そういうふうになっておるわけですが、たとえこの法改正によってJISを国際的に開放する場合に、いろいろな手続上の煩瑣なものが出てしまつて、逆にいわばそういう点で新たな貿易障害というふうにならないような配慮、私がいま申し上げているのは手続上の問題でありますけれども、その点についてお考えがございまして、せつかく善意を持ってやりますこの制度も、いたずらに手続等の煩瑣の關係でその趣旨が生かれないということになりますと意味がございませぬので、そういう貿易障害として機能することのないよう十分配慮してまいりたいと思存いたします。

○渡辺(三)委員 もう一点だけ御質問申し上げたいと思存いたします。

これは、過日の審議の際に松浦委員の要求した資料によって政府の見通しを聞いてまいりますと、JISの開放による中小企業への影響はきわめて僅少である、ほとんどない、このように政府が提出した資料ではなっているわけでありまして私自身も、しかし今後の推移によっては必ずしも私自身も、そういうふうな思存はございません。そのために、先ほど私に午前中にも質問をしたわけでありまして、これは開発のための政府の施策、これを中小企業庁長官にたずねました。長官からは、今年度新たに追加した技術向上のための施策も含めて答弁をいただいたわけでございますけれども、しかし、実際その内容はまだまだ十分とは言えませんし、予算上の措置を見ましてもきわめて不足しておるわけではございませんか、こういうふうな思存をおるわけでありまして、その点について大臣は今後の方針として、特に将来影響が懸念される中小企業のそういった立場に立った技術向上について、思い切った決意のある施策を今後強力におとりになるかどうか、この点を確かめておきたいと思存いたします。

○佐々木国務大臣 そのためには相手の方の問題もさることながら、こちらの、受ける方の中小企業の体質改善、特に技術的な訓練と申しますか、技術を身につけるとかいったようなことでみずから強くなるのが一番大切だと思存しております。いま中小企業対策でその方に十分力を入れて進めつつ、ことしから予算で措置してございまして、御指摘のようにまだあるいは十分かとも存存いたしますけれども、むしろそういう方向で安心をいただけるように指導していきたい、こういうふうな思存しております。

○渡辺(三)委員 いまの問題に関連してお聞きをしておきたいと思存しますが、実はこの法案については東京ラウンドの経過もあり、私どもとしては賛成であります。しかし、これを実施するにあたりましては、これまで幾つか質問申し上げましたような諸点についてしっかりと政府の対応をぜひともお願いをしたい、こういうふうな思存しておりますので、その前提に立つて申し上げたいと思存いたします。

実は附帯決議も各党のそれぞれ了解のもとにぜひつけていかなければいかぬのではないかと、こういうふうな思存はしておりますが、特にJISマーク表示制度の信頼性を一層確保する、あるいはまた、許可、承認に当たってはより一層厳正な審査を行って大方の期待にこたえていかなければならない、こういうふうな思存をおるわけでありまして、御承知のようにJISは一種の表示でありまして、それは厳正な審査を経てその使用が許可されていくわけでありまして、いままでも数多くのJISの中には、確かに審査を経てJISマークがついておる品物であっても、極端な表現になるかもしませんが、非常に粗悪なといえますかあるいは消費者の必ずしも信頼にこたえられないような内容のものもあるわけでありまして、また、そういう苦情も、これはJISがあるにもかかわらずというふうな形で苦情が出ておる面もいままでもたくさんあったわけでありまして、こういう点は、この法改正を機としてより一層きわめて

厳正な態度をもって品質の向上に努めていく必要があるのではないか、こういうふうな思っています。先ほど私は申請の手続が余り煩瑣にならないようにというのを申し上げましたが、いまここで申し上げておきますのは手続問題ではなくて、実質的な技術の本身について申し上げておきますので、この点について大臣のお考えを最後に伺いして質問を終わりたいと思います。

○佐々木国務大臣 JISマークの信頼性を高めるために許可工場に対する監督を厳重に実施して、技術的な向上を図るべきだ、努力すべきだという御意見に対しては、そのとおりにしたいと思います。

○塩川委員長 近江巴記夫君。
○近江委員 最後の非常に限られた時間でございますから簡潔にお願いしたいと思います。

一つは、日本工業標準調査会におきましていろいろと工業標準の制定、改正等の審議を行うわけでございますが、特に商品に対するJISにつきましては、消費者が非常に信頼し選択するマークであるわけでございます。したがって、その審議に当たりましては消費者の意見が十分反映されるよう調査会の運営について配慮されるべきであると考えますが、大臣の見解を伺いたいと思います。

○佐々木国務大臣 全くそうだと思います。御指摘の点につきましては格段の配慮を払ってまいりたいと思います。

○近江委員 十分ひとつその点をお願いしたいと思います。

それから、各党の皆さんとも話し合いをしまして附帯決議をつける予定になっておるわけでございますが、今回の法改正によりまして見直し期限というものにつきまして三年から五年ということになるわけでございます。したがって、いわゆるその以前におきましても積極的に見直しを図るべきであると思うのです。

また、本法案の審議に当たりまして、私はかつてこのJISマーク制定に当たって数多くの汚職

が行われたという事実を挙げまして綱紀の肅正を求めたわけでございますが、政府の役人がやりながらこういう事故を起こしておる。ましてや民間に委託をするわけでございまして、審査決定後は民間機関に委託をする、ますますそういう心配があるわけでありまして、この点は厳正な運営を図るべきである、このように思っています。この二点につきましてお伺いしたいと思います。

○佐々木国務大臣 まず前段でございますけれども、技術の進歩が非常に著しい分野においての規格等につきましては、見直しのいままおっしゃった期間が到来する以前におきましても、おっしゃる通り必要に応じて積極的に見直しを行うという事は必要だと存じております。

また、この前に御指摘ございました信頼性を損なうことのないように厳正かつ公正な工場審査を行うよう戒めてまいりたいと思っております。また、民間検査機関にしましてはさらに一層監督を厳重にいたしまして、誤りないようにしていきたいと考えております。

○近江委員 国際規格会議等への積極的な対応をすべきであるというのを私申し上げたいわけでございますが、貿易立国でございますが国としてましては、国益は前提としながらもあらゆる方面で国際化を図っていかねばならぬ、このように考えるわけでございます。従来はISO及びIECにおきまして、いろいろな事情でなかなかわが国の主張というものが受け入れられない経緯もあったようでございますが、今後におきましてはこれらの会議により積極的に参加をして、さらには専門委員会等の幹事国の一つでも二つでも確保して、わが国の主張がより反映されるよう積極的に取り組む姿勢が大事だと思っております。

この点につきまして大臣の見解を聞きたいことが一つです。なお、発展途上国に対する標準化につきましても積極的にわが国としては協力をすべきだ、このように思うわけですが、大臣の考えにつきましてお伺いしたいと思います。

○佐々木国務大臣 まず前段の、国際的な規格をつくる際に積極的に参加すべきじゃないか、そうしたいと思っております。後段の、発展途上国の標準化事業に対する支援を一層強めたい、そういうふうな御指摘のとおりぜひ進めたいと思っております。

○近江委員 本日は非常に限られた時間でございますので、最大の協力をして終わりたいと思っております。

○塩川委員長 安田純治君。

○安田純委員 前回の審議以来二日にわたって同僚委員の方からも多方面から質疑が行われましたし、私もいろいろお伺いいたしましたけれども、最後に大臣に若干お尋ねをしておきたいと思っております。

前回の私の質疑の中でいろいろ申し上げました。一つは標準化というものの考え方について、外国と日本との間に一つの流線的な意味で違いが多少あるんじゃないかという点を御指摘申し上げました。それから、申請を日本語で日本の主務官庁に直接出す、こういう手続であるということも伺いました。それから、一応八十日間の停止を請求するというときの不服の申し立て、救済の方法についても伺いました。

こうした問題をいろいろ考えてみますと、外国の法人がこのJIS表示の開放についてすんなりと利用できるような中身にはなかなかならぬのじゃないか。これはこの法案自体がよくないとかどうとかということじゃなくて、こうした過去からずっと積み重なってきた標準化に対する物の考え方や何かでそういうことが起きるだろうということとであります。したがって、このJIS表示の公開、開放によってこれを一番利用するのは案外わが国企業の海外進出でつくられた現地法人ではないか。これは言葉も共通に自由でございますし、それからいろいろ日本国内との連絡もとりやすいということからそういう予想がされるわけであり

ます。

そこで、先ほど来同僚委員も質問してございましたけれども、こうしたわが国企業の海外進出によ

ってつくられた現地法人からの逆輸入ということに意外にJIS表示の開放が利用されるということになるんじゃないか、もちろん純粋な外国法人も使うかもしれないけれども、そうした意味においてぜひ日本国内の中小企業をちゃんと守るように、このJIS表示の開放に伴った影響をまともにかぶらないようにひとつお願いしたいということ、大臣のお考えを改めて明確に御答弁を願いたいということが一つであります。

それからもう一つは、前回の質問で指摘いたしましたけれども、外国の企業の例の八十日の使用停止あるいは承認の取り消し、こういう事態の場合にトラブルが起きる危険があるわけですから、この点、前回は申し上げましたけれども、後に悪い影響を残さないように事前にも十分な手当てを配慮するということが必要でありますし、いよいよその請求の条項、二十五条の二でしたか、あの条文を発動する場合には慎重に、ひとつトラブルが起きないようにやっていただきたいということが二つであります。

それから三つ目が、VTRディスクなどに見られるように、VTRの開発の途上において規格統一の話合いが一時なされたように承っておりますけれども、とうとう規格統一の話合いがまもなくという経過があるようでありまして、したがって、こうしたいろいろな新製品も出ましようし、これからの問題についてお互いに規格統一の話合いがないまま実際の市場獲得戦に入ってしまった場合に、これは消費者の利便のためにももちろん不便でありますし、また、そうしたことが市場の成長を阻害する要因になるとも言われております。したがって、こうしたときに規格統一について国の側が時を失せず手を打たなければなら

ない問題が将来たくさん起きるだろうというふうな思っていますので、この点についてどういふふうな姿勢で臨まれるか。長い答弁はいたさなくても結構でございます。明確にひとつお答えいただければ結構なので、よろしくお伺いしたいと思います。

○佐々木国務大臣 第一番目の問題に關しましては、お話のように外国企業が利用しにくいということでありますと余り意味がございませんので、そういうことでないように運用に十分配慮してまいりたいと思ひますし、また、御指摘のように国内の中小企業にはこれに對処できるような技術的な武装を強化するといふことは大変重要だと思ひますので、そういう点に十分氣をつけて指導してまいりたいと思ひます。

それから二番目の、トラブル等起きた場合に、また起きないように事前に慎重に對処すべきじゃないか、特に外国企業に對してはと、こういうお話をさせていただきますが、そのとおりだと思います。十分配慮してまいりたいと思ひます。

それから三番目の新製品に對する規格についても、消費者の利益が損なわれないようよく考へていきたいといふふうに考へております。

○安田(純)委員 いまのお答は大変前向きのお答ではありますけれども、本場に指導体制が十分に行かぬような予算措置が行われていとお考へですかどうかですか、その点、最後にひとつはつきりお答えいただきたいと思ひます。

○佐々木国務大臣 初めてのことでございまして、予算が十分かどうかといふことははつきりした答へはできませんけれども、しかし予算の範囲内でできるだけ努力いたしまして、もしそれで不十分だといふことでありますれば何らかのまた措置を講じていきたいと思ひます。

○安田(純)委員 終わります。

○塩川委員長 以上で本案に對する質疑は終了いたしました。

○塩川委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

工業標準化法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

第一類第九号 商工委員会議録第六号 昭和十五年三月七日

○塩川委員長 起立総員。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

○塩川委員長 次に、本案に對し、堀内光雄君外四名から、自由民主党・自由国民會議、日本社会党、公明党・国民會議、日本共産党・革新共同及び民社党・国民連合五派共同提案に係る本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。渡辺三郎君。

○渡辺(三)委員 ただいま提案をいたしました附帯決議案につきまして、提案者を代表して、私からその趣旨を御説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

工業標準化法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、技術革新、社会的要請の著しい分野におけるJISについては、見直し期限の到来以前において積極的に見直しを行うこと。

二、JISマーク表示制度の信頼性を確保するため、許可又は承認にあつては、より一層厳正な審査を行うとともに、認定検査機関の検査が適切かつ厳正に行われるよう指導・監督を行うこと。

以上であります。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○塩川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○塩川委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付すことに決しました。

〔賛成者起立〕

○塩川委員長 お諮りいたします。

本案に關する委員会報告書の作成につきまして

は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塩川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○塩川委員長 この際、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。佐々木通商産業大臣。

○佐々木国務大臣 ただいま御決議いただきました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして對処する考へてございます。

○塩川委員長 次に、内閣提出、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。佐々木通商産業大臣。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

○佐々木国務大臣 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

中小企業金融公庫は、一般の金融機関が融通することを困難とする長期資金を中小企業者に對して融通することを目的としており、中小企業の発展に大きな役割を果たしてきております。今後とも中小企業の一層の発展を図っていくためには、中小企業金融公庫におきましては、中小企業者に對する貸し出しの安定的確保を図るとともに、経営基盤の強化を図ることが必要であると考えられる次第であります。

かかる趣旨にかんがみ、今般中小企業金融公庫法の改正を提案することとした次第であります。

次に、本法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、債券の発行限度額を引き上げることです。

中小企業金融公庫の債券の発行限度額は、資本金の二十倍と定められておりますが、現在その発行額はほぼ限度額に達しつつあります。このため、今後の中小企業者の資金需要の増大に安定的に對処する観点から、これを資本金の三十倍に引き上げることとした次第であります。

第二は、追加出資規定を整備することです。

別に御審議いただいております昭和五十五年度予算において、中小企業金融公庫の経営基盤を強化するため、同公庫に對する二十億円の出資を計上しているところであります。このため、他の政府系金融機関の例にならぬ、予算措置が講じられた場合には、政府は追加して出資することができるよう所要の規定の整備を図ることとした次第であります。

また、これらに加え、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○塩川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本案に對する質疑は後日に譲ることといたします。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十六分散会

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五條を削り、「第三十六條」

第三十八條」を「第三十四條―第三十六條」に改める。

第五條中、「政府の産業投資特別会計からの出資金十億五千万円並びに第三十三條第六項及び第七項の規定により政府の産業投資特別会計から出資があつたものとされた金額」を「及び政府の産業投資特別会計からの出資金九十二億千万円」に改め、同條に次の二項を加える。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第十九條第二項を削る。
第二十五條の二第一項中「二十倍」を「三十倍」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第六章中第三十三條から第三十四條の二までを削り、第三十五條を第三十三條とする。
第三十六條中「三万円」を「十万円」に改め、第七章中同條を第三十四條とする。

第三十七條中「左の」を「次の」に、「三万円」を「十万円」に改め、同條を第三十五條とする。
第三十八條中「一万円」を「五万円」に改め、同條を第三十六條とする。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)
2 中小企業金融公庫は、当分の間、改正後の中小企業金融公庫法第十九條に規定する業務のほか、改正前の中小企業金融公庫法第三十三條第一項の規定により承継した権利義務の処理に関する業務を行うことができる。

3 前項の規定による業務は、改正後の中小企業金融公庫法の適用については、同法第十九條の業務とみなす。

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)

(地方税法の一部改正)

昭和五十五年三月二十一日印刷

の一部を次のように改正する。

第七百一條の四十一第一項の表の第十号中「第十九條第一項の規定」を「第十九條の規定」に改める。

5 環境衛生金融公庫法(昭和四十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。
附則第十三項中「第十九條第一項」を「第十九條」に改める。

(原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部改正)

6 原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律(昭和五十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一項中「第十九條第一項」を「第十九條」に改める。

理由
中小企業金融公庫が必要とする資金の確保を図るため、その債券の発行の限度額を引き上げるとともに、同公庫に対する政府の追加出資についての規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。